

熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱

| | | | | |
|----|-------|--------|----|----------|
| 制定 | 平成13年 | 4月 | 1日 | 制定 |
| 改正 | 平成14年 | 4月 | 1日 | 改正 |
| | 平成15年 | 7月 | 2日 | 改正 |
| | 平成16年 | 4月 | 1日 | 改正 |
| | 平成18年 | 4月 | 1日 | 改正 |
| | 平成18年 | 6月 | 1日 | 改正 |
| | 平成19年 | 4月 | 1日 | 改正 |
| | 平成20年 | 10月 | 1日 | 改正 |
| | 平成21年 | 4月21日 | | 経済振興局長決裁 |
| | 平成21年 | 9月18日 | | 経済振興局長決裁 |
| | 平成22年 | 4月 | 1日 | 経済振興局長決裁 |
| | 平成23年 | 3月25日 | | 経済振興局長決裁 |
| | 平成23年 | 12月16日 | | 農水商工局長決裁 |
| | 平成25年 | 3月26日 | | 農水商工局長決裁 |
| | 平成26年 | 3月31日 | | 市長決裁 |
| | 平成26年 | 7月9日 | | 農水商工局長決裁 |
| | 平成29年 | 11月10日 | | 市長決裁 |
| | 平成30年 | 3月30日 | | 市長決裁 |
| | 令和2年 | 3月27日 | | 商業金融課長決裁 |
| | 令和2年 | 5月12日 | | 市長決裁 |
| | 令和4年 | 4月 | 1日 | 商業金融課長決裁 |
| | 令和5年 | 10月 | 1日 | 商業金融課長決裁 |
| | 令和6年 | 4月 | 1日 | 商業金融課長決裁 |
| | 令和7年 | 3月24日 | | 商業金融課長決裁 |
| | 令和8年 | 3月30日 | | 市長決裁 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街等の団体が実施する商店街活性化事業に対し助成を行うことにより、商店街等の賑わいや魅力を創出し、もって本市商業の振興及び地域の活性化を図ることを目的として、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、商業の振興を目的として組織された団体であって、市内に事務所又は事業所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 近接している複数の事業者で組織された団体又はその集合体
- (2) 熊本商工会議所及び各商工会
- (3) 事業者で設立した事業協同組合及び協業組合
- (4) 前3号に掲げるもの以外のもので、市長が特に認めるもののほか、団体の設立から1年以上を経過したものであって、次に掲げるもの
 - ア 生活衛生同業組合
 - イ 観光振興又は(及び)広域的な地域経済の活性化を目的として設立された団体
 - ウ 第1号の団体又はその集合体の下部組織
 - エ アからウに掲げるもののほか、これらに準ずる団体と市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 市税の滞納がある場合
- (2) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当する場合
(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、対象団体が実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 商店街魅力アップ事業 次のいずれかに該当する事業
 - ア 地域の特性を生かした商店街活性化に資するイベント等の事業
 - イ 商店街の活性化に向けた先進的な事業であって、他地域へのモデル性を有するもの又は地域の課題解決等を目的としたもの
- (2) 研修事業 商店街の活性化に向けた研修事業
- (3) 産官学連携事業 商店街の持続的な発展に資するもので、産官学や商工団体、地域等と幅広く連携し、地域資源の積極的活用を図る事業
- (4) 受入環境整備事業 インバウンドをはじめとする国内外からの来街者の受入れ環境整備や利便性向上に資する事業。ただし、商店街域内で実施される事業に限る。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が認める事業
(助成対象事業費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象事業費」という。）は、前条各号に規定する事業の区分に応じ別表に定めるもののうち、当該事業の実施に直接要する経費として市長が認めるものとする。ただし、次の各号に掲げる費用は、原則として助成の対象としない。

- (1) 個別の商店等に対する助成金
- (2) 備品及び什器の購入費（受入環境整備事業の実施に必要な機器の購入費を除く。）
- (3) 敷金及び礼金
- (4) 飲食費
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

(助成額)

第5条 助成の額は、助成対象事業費に第3条各号に規定する事業の区分に応じ、別表第1に定める助成率を乗じて得た額（それぞれ同表に掲げる限度額を上限とする。）以内とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。
- 3 対象団体が助成事業の実施に当たり収入を得る場合は、助成対象事業費から当該収入額を差し引いた額を前2項による助成額算定の基礎とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、熊本県が当該事業に対して交付する助成金であって、その交付要件として市町村からの助成を受けることを求めているものについては、収入に含めないものとする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(認定申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする対象団体は、市長が指定する期日までに、熊本市商店街活性化特別支援事業認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならないこととする。

(認定)

第8条 市長は、前条に規定する申請のあった事業について審査し、助成対象事業を認定するため、別に定める熊本市商店街活性化特別支援事業助成金審査会（以下「審査会」という。）で審査するものとする。

- 2 市長は、審査会の結果を踏まえて事業の認定又は不認定について決定し、熊本市商店街活性化特別支援事業認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の認定を受けた団体（以下「認定団体等」という。）は、助成事業を実施する前に、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならないこととする。

(交付申請前の着手)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定による認定を受けたものが当該認定前に熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付申請前着手届（様式第3号の2）を提出していた場合において、助成金交付申請前に事業に着手することについてやむを得ない理由があると市長が認めたときは、当該認定を受けたものは、事業の実施後であっても前条の申請をすることができる。

(交付決定)

第10条 市長は、前2条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助

成金の交付を決定し、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（計画の中止又は変更）

第11条 前条第1項に基づき通知を受けた認定団体等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに熊本市商店街活性化特別支援事業中止・変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業に要する予算の20パーセントを超えて変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（交付の取消又は変更）

第12条 市長は、前条に規定する中止・変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第10条に基づく交付決定を取り消し、又は変更し、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付取消・変更通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 交付決定を受けた認定団体等は、助成事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに熊本市商店街活性化特別支援事業完了実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならないこととする。

2 交付決定を受けた認定団体等は、実績報告書の提出期限が助成事業が完了した日から30日を経過する日となる場合であって、やむをえない理由により、その日までに実績報告書を提出することができないときは、同日までに熊本市商店街活性化特別支援事業に係る完了実績報告書提出遅延理由書（様式第7号の2）を市長に提出しなければならないこととする。

ただし、この場合であっても実績報告書の提出期限は当該年度の末日を超えることはできない。

（交付額の確定）

第14条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付確定通知書（様式第8号）により認定団体等に通知するものとする。

（助成金の請求）

第15条 前条に規定する通知書を受けた認定団体等は、速やかに熊本市商店街活性化特別支援事業助成金支払請求書（様式第9号）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（助成金の概算交付）

第16条 前条の規定にかかわらず、助成事業の遂行上必要があると認められる場合は、助成事業の完了前に概算交付することができる。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする認定団体等は、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金概算交付申請書（様式第10号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならないこととする。
- 3 前項の規定による助成金概算交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の概算交付を決定し、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金概算交付決定通知書（様式第11号）により認定団体等に通知するものとする。
- 4 前項に規定する通知書を受けた認定団体等は、速やかに熊本市商店街活性化特別支援事業助成金概算支払請求書（様式第12号）を市長に提出し、助成金の概算交付を受けるものとする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、助成金の交付を受けた認定団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をして助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を交付を受ける目的以外に使用したとき。
- (3) 助成金を使用する以前に助成金を受けた団体が解散したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

（助成金の返還）

第18条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第19条 助成金の交付を受けた認定団体等は、第17条の規定による取消しを受け、助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したも

のとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、助成金の交付を受けた認定団体等の納付した金額が返還を請求された助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された助成金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 市長は、助成金の交付を受けた認定団体等が助成金の返還を請求され、当該助成金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(財産の処分の制限)

第21条 交付を受けた認定団体等は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、当該財産を当該目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する前に、当該交付を受けた認定団体等が交付を受けた助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該目的若しくは当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、同項の承認を要しない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年9月18日から施行する。
- 2 平成21年度における要綱第6条第1項の規定の適用については、同項中「3分の2」とあるのは「9分の8」と、「10,000千円」とあるのは「13,000千円」とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月9日から施行し、平成26年4月1日より適用する。
- 2 平成26年度において第8条の規定による認定を受けたものがこの要綱の施行の日前に事業に着手した場合においては、改正後の第9条の2に規定する熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付申請前着手届は、この要綱の施行後速やかに提出させるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月10日から施行し、平成29年7月31日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

| 事業の区分 | 助成率 | | 限度額 | 対象経費 | | |
|----------------|------------|-------|-------|---|---|---|
| 商店街魅力アップ事業 | A評価 | 1/2以内 | 200万円 | 会場使用料、会場整備費、賃借料、印刷製本費、広報費、消耗品費、雑役務費、企画運営・調査研究委託費、謝礼費、模擬店等の材料費・仕入費、景品費、講師等旅費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの | | |
| | B評価 | 1/3以内 | 150万円 | | | |
| | C評価 | 1/4以内 | 100万円 | | | |
| 研修事業 | A評価 | 1/2以内 | 50万円 | | 会場使用料、会場整備費、賃借料、印刷製本費、広報費、消耗品費、雑役務費、企画運営・調査研究委託費、謝礼費、模擬店等の材料費・仕入費、景品費、講師等旅費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの | |
| | B評価 | 1/3以内 | | | | |
| | C評価 | 1/4以内 | | | | |
| 産官学連携事業 | 1/2以内 | | 100万円 | 会場使用料、会場整備費、賃借料、印刷製本費、広報費、消耗品費、雑役務費、企画運営・調査研究委託費、謝礼費、模擬店等の材料費・仕入費、景品費、講師等旅費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの | | |
| 受入環境整備事業 | 1/2以内 | | 100万円 | | | 会場使用料、会場整備費、賃借料、印刷製本費、広報費、消耗品費、雑役務費、企画運営・調査研究委託費、謝礼費、模擬店等の材料費・仕入費、景品費、講師等旅費、その他これらに準ずる経費として市長が認めるもの |
| 上記のほか、市長が認める事業 | 別に定める基準による | | | | | |

熊本市商店街活性化特別支援事業
認定申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者

熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の区分
- 3 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) 団体の定款、規約又は会則
 - (4) 団体の構成員名簿
 - (5) 団体の事業年度の収支予算書、前年度の収支決算書
 - (6) 市税滞納有無調査承諾書（※法人のみ）
 - (7) 誓約書
 - (8) その他市長が必要と認めるもの

熊本市商店街活性化特別支援事業
認定通知書

発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった事業について、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第8条の規定により審査した結果、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費 円
- 4 助成金交付予定額 円
但し、事業費を減じた場合には事業費の / 以内とする。
- 5 その他 今回の認定は、先に提出のあった事業計画書及び事業収支予算書等に基づく内定であり、事業内容や予算に変更等があった場合は、助成金の額を減じ、又は助成の内定を取り消すことがある。

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 団体名
代表者

熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、当該助成金の交付を受けた際は、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱に規定する事項を遵守することに同意します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費 円
- 4 交付を受けようとする助成金の額 円
- 5 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付申請前着手届

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者

年 月 日付けで熊本市商店街活性化特別支援事業認定申請書を提出した事業について、下記条件を了承の上、助成金申請前に着手したいので、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第9条の2の規定により届け出ます。

記

- 1 認定申請書を提出した事業の審査結果に異議がないこと。
- 2 当該事業について、着手から助成金交付決定を受けるまでの間に計画変更をしないこと

助成事業の名称

着 手 日 年 月 日

申請前着手の理由

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付決定通知書

発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

熊本市長

年 月 日付けで申請のあった 年度熊本市商店街活性化特別支援事業助成金について、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第10条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費 円
- 4 助成金交付決定額 円
- 5 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 6 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 助成事業に要する予算を変更し、又は助成事業の内容を変更しようとするときは、市長の承諾を受けなければならないこととする（軽微な変更についてはこの限りではない）。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承諾を受けなければならないこととする。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならないこととする。
 - (4) 助成事業終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日に事業完了実績報告書に必要な書類を添付して市長に報告しなければならないこととする。
 - (5) 助成事業について、審査会で認定を受けた事業内容を著しく変更する場合には、助成率及び助成額について減ずることがある。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱に規定する事項を遵守しなければならないこととする。
- 7 助成条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が助成を不相当と認めたときは、助成を取消し、若しくは助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 8 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 9 この助成金については、別に地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- 10 この助成金については、別に地方自治法第221条第2項の規定により、本市が直接その状況を調査し、若しくは報告を徴することがある。

熊本市商店街活性化特別支援事業
中止・変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者

年 月 日付け 発第 号で助成金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり計画変更したので承認願います。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
助成金交付決定通知書の写し
- 5 （その他）

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付取消・変更通知書

発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者 様

熊本市長

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市商店街活性化特別支援事業助成金については、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第12条の規定により下記のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費 円
- 4 助成金 円
- 5 取消・変更の理由

熊本市商店街活性化特別支援事業
完了実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
届出者 団体名
代表者

年 月 日付け 発第 号で助成金の交付決定を受けた事業が完了したので、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の名称

2 添付資料

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 提出領収書内容一覧表
- (4) 支払領収書（写し）
- (5) 助成金交付決定通知書の写し
- (6) 写真、印刷物、契約書等（写し）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

熊本市商店街活性化特別支援事業
実績報告書提出遅延理由書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 団体名
代表者

年 月 日付け 発第 号で助成金の交付決定を受けた下記事業の完了実績報告が、下記の理由により遅延いたしましたので、熊本市商店街活性化特別支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により提出します。

記

- 1 事業の名称
- 2 実績報告遅延の理由
- 3 実績報告書提出予定

様式第8号（第14条関係）

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金交付確定通知書

発第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者
様

熊本市長

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市商店街活性化特別支援事業助成金については、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第14条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の区分
- 3 助成対象事業費 円
- 4 助成金 円

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金支払請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 団体名
代表者

年 月 日付、 発第 号で確定通知のあった 年度熊本市商店街活性化特別支援事業助成金については、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

| 金額 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

内訳 交付確定額 金 円
概算払済額 金 円
今回請求額 金 円

| | |
|-------|-------|
| 振込先口座 | |
| 金融機関名 | 本/支店名 |
| 種目 | 口座番号 |
| 普・当・他 | |
| 口座名義 | |

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 団体名
代表者

年 月 日付、 発第 号で交付決定のあった 年度熊本市商店街活性化特別支援事業助成金については、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり概算交付をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 助成金概算交付申請額 金 円
- 2 助成金の概算交付申請理由
- 3 添付資料
市長が必要と認めるもの

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金概算交付決定通知書

年 月 日 発第 号

住 所
団体名
代表者

熊本市長

年 月 日付、 発第 号で申請のあった 年度熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金については、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり概算交付決定したので通知します。

記

1 概算交付決定額 金 円

(交付の条件)

助成事業終了後、完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

熊本市商店街活性化特別支援事業
助成金概算支払請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 団体名
代表者

年 月 日付、 発第 号で概算交付決定があった 年度熊本市商店街活性化特別
支援事業助成金については、熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱第16条第4項の規定により、下
記のとおり請求します。

記

| 金額 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

| | | |
|-------|-------|------|
| 振込先口座 | | |
| 金融機関名 | 本/支店名 | |
| 種目 | 普・当・他 | 口座番号 |
| 口座名義 | | |